

平成25年第4回定例会は、12月11日から13日までの3日間の会期で開かれました。条例10件、補正予算6件は、それぞれ慎重に審議した結果、原案のとおり可決しました。併せて議員から提出された意見書1件を採択しました。また、七ヶ宿町森林組合事業資金貸付条例の一部改正案1件については、調査特別委員会に審査が付託され継続審査となりました。一般質問は、5人の議員が8項目について町長の考えをただしました。

### 条例の改正

#### 森林組合事業資金貸付条例改正案は継続審査に

議案第68号七ヶ宿町森林組合事業資金貸付条例の一部改正案は、継続して詳細な審査が必要であるとの判断から、12月11日の本会議において「森林組合事業資金貸付条例」に関する調査特別委員会を設置し審査が付託され、閉会中の継続審査とすることに決定しました。なお、審査の期間は審査終了までとなります。提案された議案の内容

は次のとおりです。

1. 返済期間に、さらに2年以内の据置期間を設ける。
2. 借入金の償還期間を10年以内から12年以内に延長する。

**継続審査とは**  
本会議の会期中に結論を出すことができない場合など、議案終了後も委員会に付託して引き続き審査を行うことができます。

#### 農林産物保管庫条例の制定

○内容  
雪国特有のエネルギー資源を有効利用し、環境に優しい農業を目指すとともに、農林産物に付加価値をつけ農業所得向上を図るため制定するもの。

**質疑** 菅原研治議員  
指定管理者の選定は、法人に限定されるのか。

**答弁** 産業振興課長  
法人および団体のみである。

**質疑** 菅原研治議員  
利用料金は管理者が独自に定めるのか。

**答弁** 産業振興課長  
指定管理者が算定し、町で審査を行い町長が決定する。

**質疑** 梅津政志議員  
事業報告や収支報告はあるのか。

**答弁** 産業振興課長  
町と協定を結ぶので、毎年提出しなければならぬ。

**質疑** 武藏重幸議員  
管理委託料や機器の更新などは町で支援するのか。

**答弁** 産業振興課長  
管理委託料を支払う予定はない。機器の更新はそのときの状況で協議検討する。



旬の市七ヶ宿隣地に建設中の雪室

#### 総合交流促進施設条例の制定

○内容  
都市との交流を促進し、販売交流施設の拠点を充実させ、農林産物の販売拡大と農業所得向上を図るため制定するもの。

**質疑** 吉野一夫議員  
現在道の駅に設置されているような、商店の名前入りの看板を設置する考えはないか。

**答弁** 町長  
関係者と話し合いを持ち、効果的に展開されるよう進めたい。

**質疑** 武藏重幸議員  
建物の中にテナントを入れることは可能か。また、敷地内の場合には。

**答弁** 町長  
建物のなかに入れることはできない。敷地内は指定管理者と協議となるが可能である。

#### 質疑 梅津政志議員

案内看板は「道の駅七ヶ宿」という名称とするのか。

**答弁** 町長

建物は「総合交流促進施設」であるが、建物を含むエリア一帯は「道の駅」となるので、「道の駅七ヶ宿」として設置する。



現在の案内看板



新「道の駅」は今年5月にオープンする。(右手の建物は水と歴史の館)

#### 簡易水道給水条例の改正

○内容  
消費税引上げに伴う水道使用料の改定。

**質疑** 菅原研治議員  
平均的な一般家庭では、月額・年額がどれだけ増えるのか。

**答弁** 建設課長

1カ月30㎡使用で、4630円となり月額100円・年額1200円の増額となる。

#### 下水道条例の改正

○内容  
消費税引上げに伴う下水道使用料の改定。

**質疑** 吉野一夫議員

平均的な家庭では、月額・年額がどれだけ増えるのか。

**答弁** 建設課長

1カ月30㎡使用で、4040円となり月額120円・年額1440

円の増額となる。

**質疑** 武藏重幸議員

町の水道と井戸水を併用している場合の下水料金の算定方法は。

**答弁** 建設課長

井戸水は1カ月1人6㎡使用で算定し、併用の場合はどちらか多い方で算定する。

#### このほかの条例改正

- ・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正
- ・町長及び副町長の諸給与条例の改正
- ・職員の給与に関する条例の改正

○内容  
海外出張時の支度料を廃止。

・町営住宅条例の改正

○内容  
引用法令の改正に伴うもの。

- ・町税条例の改正
- ・国保条例の改正

○内容  
地方税法の改正に伴うもの。

#### 意見書の採択

##### 免税軽油制度の継続を求める意見書

冬期観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、平成27年3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、農林業や製造業など幅広い事業の動力源の用途などに認められてきたもので、スキー場産業においてもゲレンデ整備車などに使う軽油が免税となっている。

この制度が廃止となれば索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難になるとともに、地域経済にも計り知れない悪影響を与えることが懸念されることから、平成27年4月以降も免税軽油制度を継続するよう強く要望する。